四　地域の所在地　三重県亀山市安坂山町、同市小川町、同市小野町、同市白木町、同市両尾町、同市加太板屋、同市加太市場、同市加太梶ヶ坂、同市加太北在家、同市加太神武、同市加太中在家、同市加太向井、同市関ヶ丘、同市関町泉ヶ丘、同市関町市瀬、同市関町越川、同市関町小野、同市関町金場、同市関町久我、同市関町沓掛、同市関町木崎、同市関町坂下、同市関町白木一色、同市関町新所、同市関町萩原、同市関町福徳、同市関町富士ハイツ、同市関町古厩及び同市関町鷲山地内

五　鉱物の名称　鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部

六　地域の境界の表示　第四項記載の地内の次表に記載する各境界点第一号から第一二号までを番号順に結ぶ線及び同表に記載する境界点第一二号と第一号とを結ぶ線

境界点の番号	位置 X座標(−)メートル	位置 Y座標(+)メートル	境界点の接続方法	備考
1	一二〇、四四〇	四〇、五九八	直線	表示の座標は、測量法（昭和二四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	一二二、四〇七	三七、五六〇		
3	一二五、五七〇	三五、七〇七	鈴鹿国定公園の境界線	
4	一二五、五七〇	三五、六九四	直線	
5	一二七、二八九	三七、一七一		
6	一二八、一〇二	三七、二七六		
7	一二八、四二九	三六、六三七		
8	一二八、五二九	三六、一七〇		
9	一二九、一二一	三六、〇七四	三重県亀山市と同県津市の境界線	
10	一三三、三四二	二八、五五四	三重県亀山市と同県伊賀市の境界線	
11	一二五、三二〇	二五、九三六	三重県亀山市と滋賀県甲賀市の境界線	
12	一一六、二四六	三六、一〇〇	三重県亀山市と同県鈴鹿市の境界線	
1				

七　地域図　次の図の境界線に囲まれた地域

